

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律について	「困難な問題を抱える女性」とは
<ul style="list-style-type: none"> ◇令和6年4月施行。市町村は「基本計画」の策定が努力義務 ◇従来の「更生・指導」ではなく「意思を尊重した寄り添った支援」により、自立して暮らすことができる社会の実現 ◇民間団体との協働により、きめ細やかな支援に取り組む ◇各行政機関や民間団体が、緊密に連携できる体制を整備 	<ul style="list-style-type: none"> ◇女性は「女性であること」により、性暴力や性的虐待等の被害により遭遇しやすい状況にあります。 ◇そのほか、予期せぬ妊娠等の女性特有の問題があるほか、不安定な就労状況や経済的貧困、孤立などの社会的・経済的困窮等に陥るおそれがあります。

計画の趣旨・位置付け	計画の期間	意見の反映	実施状況の点検・評価
<ul style="list-style-type: none"> ・困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第8条第1項に基づき、本市における支援に関する基本的な事項・施策の内容について定める。 ・「第3次ながおか男女共同参画基本計画」と一体で策定する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年4月～令和14年3月 ・令和9年度に中間年の改定を予定。 ・その他、計画期間内に社会情勢等の変化があった場合、必要により見直しを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・困難な問題を抱える女性への支援に係る団体等からヒアリング。 ・パブリックコメントを行い、広く意見を求める。 	<p>男女共同参画審議会において、年度ごとに計画の点検・評価を実施</p>

目指す支援の方向性・基本目標・体系・指標	
目指す支援の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・支援対象者の意思が尊重され、立場に寄り添った支援を行いながら、自立を目指します ・民間団体との協働により、きめ細やかな支援を行います ・最も身近な相談先として、必要な支援の提供と他機関への繋ぎを実施します
基本目標	<p>基本目標3「男女の人権を尊重し、誰もが安心して暮らせる社会を実現する」とする。 配偶者などからの暴力の防止と困難な問題を抱える女性への支援について一体的に取り組む。</p>
体系	<p>「困難な問題を抱える女性への支援」を推進方向10として加え、7事業を新たに掲載。</p>
指標	<p>6「DV等の相談窓口としてウィルながおかを知っている人の割合を高める」とする。</p>